



# スクールソーシャルワーカー活動の手引き

## (スクールソーシャルワーカー用)

### はじめに

本県の学校現場が抱えるいじめ、不登校等の諸課題は、喫緊の課題であり、その改善のためには、学校や教員が心理や福祉等の専門スタッフ等と連携・分担する「チーム学校」体制を整備し、学校の機能を強化していくことが重要であり、加えて地域とともにある学校への転換や子供も大人も学び合い育ち合う教育体制の構築等、学校と地域の連携・協働を一層推進していかなければなりません。

このいじめ、不登校等の諸課題の背景には、児童生徒の心の問題とともに、震災の影響、家庭、友人関係、学校、地域など児童生徒の置かれている環境の問題もあり、心と環境の問題が複雑に絡み合っています。そのため、児童生徒の心に働き掛けるスクールカウンセラー（以下SC）のほか、児童生徒の置かれている環境に働き掛けて子供の状態を改善するため、保護者・学校・関係機関が協働できるように関係性を調整するスクールソーシャルワーカー（以下SSW）の役割が重要です。

SSWが自身の役割や活用の要点を理解し、学校や地域の実情に応じて教育相談や支援等に当たっていくことで、辛く苦しい思いをしている児童生徒に夢と志を育み、将来の希望を持たせることができるような、安全で魅力ある学校生活・学習環境を提供できることを切に願い、指針を作成しました。

**宮城県教育庁義務教育課**  
**平成31年2月**

## 目 次

1 趣旨	1
(1) S SW導入の背景	
(2) S SW導入のねらい	
2 学校教育におけるスクールソーシャルワークとS SW	
(1) S SWの職務内容	
① 個人へのアプローチ	
② 学校組織へのアプローチ	
③ 自治体へのアプローチ	2
④ 不登校、いじめや暴力行為等の問題行動、子供の貧困、虐待等を学校として認知した 場合、自然災害、突発的な事件・事故が発生した際の支援	
⑤ ソーシャルワークに関する啓発活動	
(2) S SWの基本姿勢	
(3) スクールソーシャルワークのプロセス	
3 S SWの業務遂行に当たって配慮すべき事項	3
(1) S Cとの連携について	
(2) 守秘義務について	
(3) 情報共有について	
(4) 家庭訪問の方法について	
(5) 児童虐待に係る通告について	

## 1 趣旨

### (1) SSW導入の背景

本県が抱える、生徒指導上の諸問題の背景には、児童生徒の心理的な課題とともに、震災の影響、家庭、友人関係、学校、地域など児童生徒の置かれている環境に課題がある事案も多くある。その環境の課題は、様々な要因が複雑に絡み合い、特に、学校だけでは問題の解決が困難なケースも多く、積極的に関係機関等と協働して対応することが求められており、福祉の専門家であるSSWの役割に大きな期待が寄せられている。

### (2) SSW導入のねらい

ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論から、問題を個人と環境の折り合いが良くない状態として捉え、その状態解消のため、個人の環境への適応力を高める支援と、環境に働き掛けて問題を解決できるように調整する援助を行っていくものである。スクールソーシャルワークは、それを学校等の教育現場を基盤として行うものである。SSWは、児童生徒の課題やニーズを把握し、個人に働き掛けるだけではなく、学校組織など仕組みにも働き掛け、家庭の生活環境等や、個人と環境との関係性にも働き掛ける視点を持つということが求められる。SSWの活動目標は、児童生徒の一人一人のQOL（生活の質）の向上とそれを支える学校・地域をつくる手助けをしていくことである。その達成のためには、教育現場及び家庭環境の安心・安全の向上の2つが果たされなければならない。

## 2 学校教育におけるスクールソーシャルワークとSSW

### (1) SSWの職務内容

SSWが行う援助の考え方は、SSWによる面接やSSW自ら関係機関等とつなぐこと及び必要に応じて家庭訪問を行う等の児童生徒や家庭を支援する直接的な援助と、児童生徒や家庭が課題を解決していけるよう、学校に対し、支援体制づくりや専門的な助言、関係機関等との連携を仲介するという間接的な援助に分けられる。SSWは、直接的な援助と間接的な援助の双方を効果的に行うことが重要である。

#### ① 個人へのアプローチ

課題（不登校・いじめ・暴力行為・貧困・虐待等）を抱える児童生徒と、その児童生徒が置かれた環境への働き掛け

- ・ 不登校、いじめや暴力行為等問題行動、貧困、虐待等課題を抱える児童生徒の家族、友人関係、学校、関係機関、地域等への働き掛け
- ・ 児童生徒との面接や家庭訪問等の相談支援活動
- ・ 児童生徒への相談活動等に関する情報収集・提供、ソーシャルワーク理論に基づくアセスメント（見立て）及びプランニング（手立て）
- ・ 保護者、教職員等への関係機関や地域の社会資源に関する情報提供又は紹介等
- ・ 保護者と教職員の間での調整、橋渡し
- ・ 保護者、教職員等への相談援助

#### ② 学校組織へのアプローチ

学校内におけるチーム支援体制の構築・支援、複眼的に検討できるケース会議を開催するための事前調整、教職員らによるケースのアセスメントやプランニングに対する支援

- ・ 社会福祉等の専門的視点に基づく具体的支援に向けての提案や支援（専門家による指導・助言を含めた検討）
- ・ 校内支援チーム体制づくりの支援活動
- ・ 学校現場での有用な支援方法やソーシャルワークに関する知識・技術に関する研修

### ③ 自治体へのアプローチ

関係機関とのネットワークの構築，連携・調整

- ・ 教育委員会への個別事案の報告，連絡，相談等
- ・ 児童生徒及び家庭環境等に関する情報を基に，関係機関と連携した学校支援体制の構築等
- ・ 関係機関への訪問，電話による情報交換，打合せ
- ・ 教育委員会と相談して学校や自治体のネットワーク体制づくり等

### ④ 不登校，いじめや暴力行為等の問題行動，子供の貧困，虐待等を学校として認知した場合，自然災害，突発的な事件・事故が発生した際の支援

- ・ いじめ防止に積極的に関わるとともに，いじめた児童生徒やいじめられた児童生徒に関するアセスメント（見立て）及びプランニング（手立て）により，いじめの解消や再発防止を支援
- ・ 当該児童生徒だけではなく，その保護者同士や教員同士，保護者と学校にも対立構造が予想され，保護者会や学校のチーム会議などを開催支援
- ・ いじめ防止対策推進法第22条における「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」の一員として，同法に基づく対応を支援
- ・ ケース会議等を踏まえた，不登校，問題行動，子供の貧困，虐待，災害，突発的な事件・事故の当事者となった児童生徒に対する関係機関との連携支援

### ⑤ ソーシャルワークに関する啓発活動

- ・ 保護者や地域住民，その他，児童生徒に関わる関係機関に対する研修

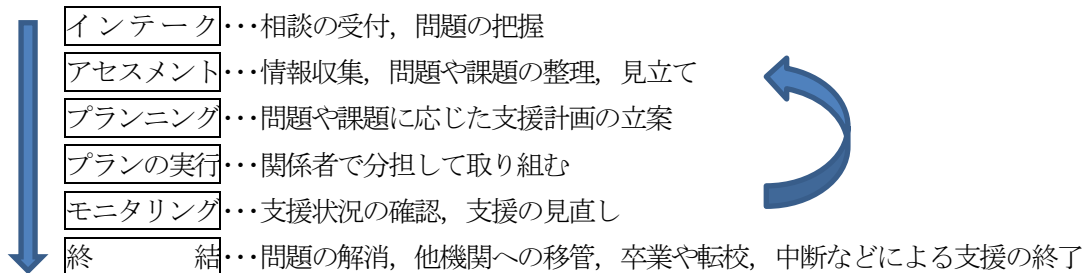
## (2) SSWの基本姿勢

SSWが行うスクールソーシャルワークは，次の事柄が大切である。

- ① 児童生徒の最善の利益を保障することを優先する
- ② 児童生徒の自己決定を尊重する
- ③ ストレngths（強み）に着目する
- ④ 学校教育に関連する制度や仕組みを理解する

## (3) スクールソーシャルワークのプロセス

以下をモデルとして，ソーシャルワークを展開していくことが望ましい。



また，SSWは以下の点に留意する必要がある。

- ・ 問題の背景や要因を丁寧に把握していくこと
- ・ 要因は個人と環境の間にあると意識すること
- ・ 対象となる児童生徒の代弁者となれるよう努めること
- ・ ケース会議などの手法を用いて，関係者間の協議や連携を密にすること

### 3 SSWの業務遂行に当たって配慮すべき事項

#### (1) SCとの連携について

SCは、カウンセリング等を通じて、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決を支援する心理の専門家であるのに対して、SSWは、ソーシャルワークの技法を用いて、児童生徒と児童生徒を取り巻く環境に働き掛けて、家庭、学校、地域の橋渡しなどにより児童生徒の悩みや抱えている課題の解決に向けて支援する福祉の専門家である。それぞれの活動領域だけで集められる情報には限りがある。そのため、支援が必要となる個々の児童生徒に対して課題に応じた的確な対応を行うには、ケース会議、教育相談担当等を通じ、それぞれの活動領域以外の情報も共有し、連携して対応することが必要となる。

#### (2) 守秘義務について

SSWは、社会福祉士・精神保健福祉士の根拠法（秘密保持義務、誠実義務など）並びに、それぞれの職能団体で定める倫理綱領を日頃から理解し、その実践に努めなければならない。また、全てのSSWは、資格の有無に関わらず秘密保持義務や誠実義務が課されていることを日頃から理解し、その実践に努めなければならない。

ただし、SSWが職務上知り得た情報のうち、学校が児童生徒に対する指導や支援を行うために必要となる内容は、学校に報告する。

#### (3) 情報共有について

SSWは、児童生徒の支援のための活動記録を作成するとともに、必要に応じて学校及び市町村教育委員会と情報を共有する。また、関係機関と共有が必要な情報については、児童生徒本人や保護者の了解を得ることを原則とする。

#### (4) 家庭訪問の方法について

児童生徒や保護者等の状況によっては、SSWが家庭訪問を行うことも有効である。ただし、その場合には、根拠を明確にして、保護者に説明責任を果たす必要がある。なお、家庭訪問は複数（担任、生徒指導主事、市町村教育委員会担当者等）での実施が原則である。

#### (5) 児童虐待に係る通告について

児童虐待に係る対応に当たっては、支援を行っていく中で、虐待事案であると確証が得られた場合のみならず、虐待である確証が得られない状況であったとしてもSSWは、学校・市町村教育委員会と情報を共有する。その上で、SSWは、学校に市町村又は児童相談所等への通告義務があることを確認し、必要な支援を行う。

#### 【参考文献】

- ・ 平成29年2月3日 28文科初第1423号 児童生徒の教育相談の充実について（通知）
- ・ 平成29年1月 教育相談等に関する調査研究協力者会議「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～（報告）」
- ・ 平成22年9月 文部科学省 「スクールソーシャルワーカー実践活動事例集」
- ・ 平成23年3月 神奈川県教育委員会教育局 「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン～スクールソーシャルワークの視点に立った支援の構築に向けて～」
- ・ 平成23年3月 宮城県子ども総合センター 「みやぎ子ども支援マップ」